

第 1 5 1 5 回 島根県教育委員会会議録

日時 平成 2 6 年 1 2 月 1 7 日

自 1 3 時 3 0 分

至 1 4 時 5 2 分

場所 教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

－開 会－

－公 開－

(議決事項)

第29号 平成27年度特別支援学校（高等部・専攻科）の入学定員について
（特別支援教育課）

————— 以上原案のとおり議決

(承認事項)

第5号 人事委員会の報告及び勧告に基づく給与関係条例等の一部改正につ
いて（総務課）

————— 以上原案のとおり承認

(報告事項)

第61号 平成26年度島根県市町村立小・中学校管理職選考試験の結果につ
いて（学校企画課）

第62号 平成27年度島根県教育職員（実習助手）採用候補者選考試験の結
果について（学校企画課）

第63号 平成27年3月県立高校卒業予定者の就職内定状況（11月末）に
ついて（総務課）

第64号 第2回島根県生徒指導審議会について（教育指導課）

第65号 平成26年度学校保健・学校安全文部科学大臣表彰について
（保健体育課）

第65号 平成26年度優良PTA文部科学大臣表彰について（社会教育課）

第65号 国登録有形文化財（建造物）の登録について（文化財課）

————— 以上原案のとおり了承

－非公開－

(議決事項)

第30号 市町村立学校教育職員（管理職）の人事異動について（学校企画課）

————— 以上原案のとおり議決

II 出席及び欠席委員

- 1 出席委員【全議題出席】
仲佐委員長 岡部委員 広江委員 森委員 藤原教育長
- 2 欠席委員
原委員
- 3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第17条第2項の規定に基づく出席者
藤原教育長
- 4 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

吉城教育監	全議題
細田教育次長	全議題
田中参事	公開議題
矢野参事	公開議題
祖田参事	公開議題
春日教育センター所長	公開議題
高宮総務課長	全議題
佐藤総務課上席調整監	公開議題
小村教育施設課長	公開議題
高橋学校企画課長	全議題
原田特別支援教育課長	公開議題
吉崎子ども安全支援室長	公開議題
堀江保健体育課長	公開議題
梶谷健康づくり推進室長	公開議題
荒木社会教育課長	公開議題
恩田人権同和教育課長	公開議題
野口文化財課長	公開議題
松本世界遺産室長	公開議題
丹羽野古代文化センター長	公開議題
鈿福利課長	公開議題
柿本教育センター教育企画部長	公開議題
大場学校企画課企画幹	議決第30号
- 5 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

森脇総務課課長代理	全議題
小村総務課人事法令グループリーダー	全議題
小林総務課主任	全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

仲佐委員長：開会宣言 13時30分

公 開	議決事項	1 件
	承認事項	1 件
	協議事項	0 件
	報告事項	7 件
	その他事項	0 件
非公開	議決事項	1 件
	承認事項	0 件
	協議事項	0 件
	報告事項	0 件
	その他事項	0 件
署名委員	岡部委員	

— 公 開 —

(議決事項)

第29号 平成27年度特別支援学校(高等部・専攻科)の入学定員について(特別支援教育課)

○原田特別支援教育課長 議決第29号平成27年度特別支援学校(高等部・専攻科)の入学定員についてお諮りする。

資料1の1をご覧ください。対象は、特別支援学校12校の高等部、また盲学校と松江ろう学校に関しては、専攻科があるので、これらの入学定員についてである。特別支援学校の入学定員であるが、各学校が11月の初めに就学相談会を実施している。この就学相談会は、生徒と保護者、そして学級担任が学校について面接を行うものである。生徒の特性や実態を就学相談会の面接で見て判断する。そこに参加した状況で来年度に入学を希望する生徒数をその時点で学校が把握する。それを基準として設定をする。

この就学相談会に参加がない場合でも、特別支援学校は普通科と専攻科以外に、産業工芸科とか理療科等があるが、そういう科のある学校では、最低の学級と定員を毎年設けることにしている。

特別支援学校であるが、近年全員入学ということ想定をして設定しているところである。各学科とか学級の区分は、単一と重複に分けて学級数を設定しており、国の標準法に従い、高等部では単一の生徒は8人で1クラス、重複の生徒は3人で1クラスとなっている。高等部においては、入学希望者数に応じて、各学校ごとに入学定員を設定していく。

1の2をご覧ください。高等部の入学定員の案である。1番下のところに数字を示しているが、高等部においては、次年度の入学定員を69学級、362名としている。学級の増減は単一の方が1学級減、重複の方が8学級増の計7学級増である。

1の3をご覧ください。こちらが専攻科の入学定員の案である。盲学校と松江ろう学校だが、この専攻科の入学定員を合計7学級41名としている。

この高等部と専攻科を合わせて、(3)に記載しているように、合計76学級、403名となる。特別支援学校の場合だが、先ほど単一の生徒は8名、重複の生徒は3名と申し上げたが、例えばある学校に10名の入学希望者があった場合、8名が1学級なので、2学級となるが、定員の方は16名という数字が出てくる。ここで6名の誤差が出るので、定員の数は当然多くなっていく。先ほど403名と申し上げたが、実際に第1希望で、これ第1希望、第2希望を取っている。そして高等学校を受験される生徒もいらっしゃる。そういったところで第1希望だけに高等部の生徒を絞ってみた場合、222というのが実数である。この数字は、平成24年の高等部入試で208名入学している。これに近い数字である。この222名から、例年第2希望で高等学校を希望する生徒もいらっしゃるの、10数名ここから毎年高等学校を希望されているので、だいたい210名程度ということで推測をしているところである。

○仲佐委員長 前年度との比較で、全体で7学級増ということだが、学級数が増えても各学校の教室的には対応ができるのか。

○原田特別支援教育課長 学級数が大きく増えるのは、松江養護学校、出雲養護学校だが、学校で工夫をしながらやっているの、大丈夫である。今回益田養護学校が増えているが、校内体制の中で取り組んでいる。松江養護学校、出雲養護学校については、29年度、30年度に向けての校舎改築等で対応を図っていく。もう1点ご説明するが、今回出雲養護学校で雲南分教室が来年4月に開設するというので、新設1学級増ということになる。

―――原案のとおり議決

(承認事項)

第5号 人事委員会の報告及び勧告に基づく給与関係条例等の一部改正について(総務課)

○高宮総務課長 承認第5号人事委員会の報告及び勧告に基づく給与関係条例等の一部改正についてお諮りする。

それでは、資料2の1ページをご覧ください。給与の改定だが、本年10月17日に島根県人事委員会から職員の給与に関する報告及び勧告が行われたので、これに基づいて条例あるいは規則等の改正を行い、その承認をお願いするものである。

2の条例改正の内容にあるように、平成26年度、今年度分の給与について、まず給与本体については民間と公務員との賃金の状況を比較した結果、給料表のところだが、これは平均で0.25%公務員のほうが民間よりも下回っていることから、給料表については平均で0.25%アップするという勧告が行われた。

それから、期末・勤勉手当については公務員の支給月数が民間よりも0.11カ月下回っており、最終的には0.1月分の引き上げをすべきであるという勧告がなされた。あわせて、再任用の職員については、正規職員は0.1月だが、0.05カ月分上昇すべきであるという勧告が行われたので、これについて26年度分の給与については4月1日時点で民間との比較が行われているので、4月1日に遡って給料表を改定するというので、既に支給済みの4月から11月の支給分については差額支給ということでおって支給がされる。期末・勤勉手当の0.1月の引き上げについては、12月が期末・勤勉手当の支給月になっていたので、そこの支給月数を当初の予定分より0.1月引き上げて支給が行われたところである。

続いて2の2ページをご覧ください。これも人事委員会の報告に盛り込まれていたものだが、先ほどは今年の4月1日段階での給与の官民格差の比較に基づいて給料表を直したというものだったが、こちらの2の給与制度の総合的見直しというのは、これから将来にわたっての給与の構造を変えるというものである。これは来年の4月1日から適用になるということだが、公務員と民間の給与の水準を比較した場合に、大体50代後半層を中心とする中高年齢層の部分は公務員のほうが民間より上回り、20代といったような若年層のところは公務員の賃金のほうが民間を下回っているということで、世代間のアンバランスが民間に比べて公務員はあるということから、国においても人事院の勧告に基づいて、給料の水準は全体として下げないが、配分を中高年齢層の配分を少し薄くして、その分の原資を若年層のほうに回すということで、世代間の均衡を図るという給料表の改定、給料表の見直しが行われた。これに伴って、本県においても給料表の改定を行い、来年の4月1日から中高年齢層のところを少し薄くし、その分若年層を厚くした格好の給料表への切り替えを図るというものである。

なお、給料表の改定を段階的に円滑に行うとともに、給料の水準を全体として下げないために向こう5年間は経過措置が適用され、現在の給料よりも下がる場合には現在の給料が維持される。昇給等によって上がっていけば、その新しい給料表の適用を受けるという格好で、5年間の経過措置をつけて給料表の切り替えを行うということになった。

それから、③の諸手当の見直しだが、これは職員の勤務の状況などを勘案して、単身赴任手当などにおいて遠隔地に勤務したりする場合、あるいは、その単身赴任の実態等に合わせてこれらの引き上げを図るべきであるという改正が勧告されたところである。

また、管理職員特別勤務手当、これは現在管理職員には、当然のことながら時間外勤務手当など出していないが、週休日、土曜日曜など休日にやむを得ない事情で勤務をせざるを得なかった場合には、日額の特別勤務手当が出ている。これについて、平日においても例えば深夜午前0時から午前5時といったような深夜、早朝の時間帯に、災害など関係でやむを得ず勤務した場合には、休みの日に勤務をしているのと同様に管理職特別勤務手当を支給するという支給対象の拡充が行われたところである。

それから、④のところだが、現在、国の動きに連動して教育職員の場合4級、校長先生が該当するわけだが、これについては55歳を超えた場合には給料月額1.5%を減額するという減額支給措置がとられているが、これについても平成30年の3月31日までの間はこれを継続する。逆に言うとそこで打ち切りをするということが内容である。

いずれも来年の4月1日からこの措置を適用するというので、所要の条例改正等を、先般開会した11月定例県議会において行ったところである。

3番目は特殊業務手当の関係である。これについても、人事院の勧告、それから中教審の答申に基づいて文部科学省のほうで、義務教育の国庫負担金の単価改定が行われている。大きな要素としては、一つは部活動を中心とする教員特殊業務手当の単価の増額である。現在、教員の多忙化ということが言われているが、その主な内容としては、部活動の指導、それから学校における教科であるとか進路の指導、こういったところが一番超過勤務の原因になっている。逆に言うところが多忙の原因になっているということで、そういうところに手厚く配慮する必要があるということから、部活動の指導業務、これは今休日だと、4時間以上で2,400円ということだが、これを25%アップして3,000円にするといったようなことが一番大きな内容である。なお、部活動の指導業務については、文部科学省としては計画的な改定を図るということで、今年度を皮切りにして段階的に単価を改定する予算要求を行っているというところである。

それから2の3ページだが、規則の関係だが、5番の規則改正の内容というところである。(1)の給料表の改定に伴う昇格時号給対応表及び調整基本額の改正というのは、先ほど給料表の改定が行われることになったので、それに伴って例えば2級から3級に上がる、あるいは3級から4級に上がるという時に、上がった時にどの号給にするのかということこの規定が変わってくるということである。(2)の勤勉手当の勤務成績による割合を改正というのは、先ほどボーナスが0.1月増えるということになったが、それに伴って勤勉手当の割合というものを0.1月増やすという内容である。内容的に一番大きなものが(3)であり、給料の調整額の計算の基礎となる調整数の改正というのがある。非常に分かりにくいものだが、まず給料の調整額とは何かということだが、これは端的に申すと、現在、特別支援学校で教育に従事しておられる教員であるとか、あるいは特別支援学級を担当しておられる教員については、給料が割り増しで払われている。これは教員は行政職とは違って、教育職の給料表から給料が支払われているが、同一の給料表の中で特殊性のある業務に従事しておられて、同じ給料表の適用を受けたのでは業務の内容から、均衡を欠く場合には給料の調整額というものが支給されることになっている。現在は特別支援教育に従事される方については現行1.25という調整数になっているが、ベースになるのは、例えば中学校などであればこの1.25という調整数を掛けた額が1万3,725円になる。したがって、約1万1,000円ぐらいの調整額に1.25という調整数を掛けた1万3,725円というものが、中学校の教員の場合だと、特別支援教育に従事している方の場合には毎月払われているわけだが、この調整数を1.0に引き下げる。すなわち月額、今1万3,725円のを1万980円に引き下げるという内容である。

この背景にあるのは、先ほど申し上げたように、給料の調整額というものは同一の給料表の中で特殊な業務に従事している人について、給料表内での均衡を図るということがある。特別支援教育の重要性というものは、近年ますます向上しているわけだが、一方で、従来特別支援教育というのは特殊教育と呼ばれていたが、平成19年の法改正で特別支援教育と名称が変わった。それと同時に、特殊な教育からどこにでもあって、どこでも行わなければいけないという教育になって、通常の学級にも発達障がいのある子どもさんたちが在籍したりしているということで、通常の学校の先生、通常の学級を担当する先生も特別支援教育に携わる割合が非常に高くなっているということから、業務の重要性というものは以前にも増しているわけだが、同じ給料表の中で見た場合に、相対的に特別支援教育に従事する先生方の勤務の特殊性ということが薄れてきたということで、国のほうにおいても義務教育の国庫負担金の算定の際の調整率が1.25から1.0に引き下げられた。これを受けて県の人事委員会の報告の中で、部活動の手当とかそういうふうな教員の特殊な手当については、国や他の都道府県の動向をベースにしながらか改定をすることが必要であるという報告をいただいたので、これに基づいて改定をしようというものである。

それから、6番目の規則改正の内容、技能労務職員のところだが、今まで行政職それから教育職についていろいろお話を申し上げたが、同様な改定を技能労務職員についても準じて行うという内容の規則改正である。

いずれについても、条例改正を12月議会で行ったのにあわせて、教育委員会のほうで条例改正あるいは規則改正の手続をしたので、そのことをご報告申し上げて承認をお願いするものである。

○仲佐委員長 細分化された給料表も配っていただいているが、よく分からないところがある。2の2の条例改正の内容のところ、この表は今回改正になって25%アップしているが、いつ頃から部活動の手当がついたのか。これはもう随分昔からなのか。部活というものは昔からあるわけだが、この金額がすごく少ないと思っている。部活動の指導の先生は大変だと思う。

○高宮総務課長 始まった時期ははっきりと把握していないが、手当改定が始まったのは特にここ5年、10年のところだと思う。教員の給与については、もともと時間外勤務手当というのが支給されていない。そのかわりに、今から約40年前から教職調整額というのが支給されている。これは当時40年前の実情として、実態として教員の方は時間外勤務をしているが、それに見合う手当が支払われていないと。そのことを法的にどう解決するかという問題があり、当時の議論では、教員の方が従事する業務というのは非常に自主性、創造性に富むものであって、時間外勤務命令というものにはなじまないということから、当時の時間外勤務の実態などをベースにして給料の4%に相当する額を定額で給料に上乘せをすると。逆に行政職などの場合は命令に応じて時間外勤務をやって、やった分について手当が払われるという構造になっている。

ただその後もさらに教育を取り巻く状況が変わってくる中で、教員の多忙化などが進んでくる中で、特に部活動の指導というようなことが非常に大きなテーマになっているということから今、改定が進んでおり、文部科学省の考え方としては、改正前2,400円だが、これを最終的には倍額の4,800円にしたいと。毎年600円ずつ上げていくと4年間で倍になるということで、来年度、平成27年度の国の予算においても、財務省と折衝中ではあるが、来年度3,000円からこれを3,600円にするような予算要求を文部科学省のほうで財務省にしておられるという状況である。

一方、教員が非常に多忙であるということから、もう少し教員ではない方、社会人の指導者の方などを入れてはどうかというようなこともあるわけだが、なかなかその指導者の確保が非常に、努力はしているわけだが難しい点があったり、あるいは生徒の指導というところで、どうしても先生方が携わらなければいけないところがあったりということで、なかなか抜本的な多忙化の解消にはなっていないところである。

○仲佐委員長 今の5年間で倍にするということだが、倍でも少ないような気はするが、これは月額か。

○高宮総務課長 いや、これは1回の金額である。日曜日に1回出て、例えば朝の8時ぐらいから夕方5時、6時まで指導していると4時間を超えるので、日曜日に1回それを指導すると、今はそれが2,400円なのが来年の4月からは3,000円になると。今後何年かかけて4,800円にするのが、文部科学省の考え方である。

○仲佐委員長 この手当がつくのは、土日のみの場合か。平日は手当がつかないのか。

○高宮総務課長 そうである。

○高橋学校企画課長 参考までに、約30年前、初任給が12万円程度だった頃、部活動の手当は、まず2時間以上というのはなく4時間以上限定で、金額は約600円ぐらいだったように記憶している。対外運動競技等引率指導業務というのは、これは泊を伴うものだが、このたび4,250円に改正されている、30年前は1,200円程度の金額だったように記憶している。

――原案のとおり議決

(報告事項)

第61号 平成26年度島根県市町村立小・中学校管理職選考試験の結果について(学校企画課)

○高橋学校企画課長 報告第61号平成26年度島根県市町村立小・中学校管理職選考試験の結果についてご報告する。

資料3ページをご覧いただきたい。来年27年4月から管理職に登用される、その候補となる者を選考するというものである。ご覧のとおり校長は全体で163名の受験に対し、名簿登載者、これはいわゆる最終合格者であるが、45名。下の表にあるが、26年度今年度の倍率は3.6倍であった。

教頭については192名が受験し、最終的に名簿登載されたのは56名である。倍率3.4倍である。

ここ数年では倍率が一番低くなっており、これはかねて教育委員会でご報告したように退職者が多く、今年は名簿登載をかなり例年に比べて増やした。しかしながら、それに応じた形の受験者数には及ばなかったために、倍率が低下したということである。

今回名簿登載した校長の平均年齢は53.0歳、教頭は47.8歳となっている。

――原案のとおり了承

第62号 平成27年度島根県教育職員（実習助手）採用候補者選考試験の結果について （学校企画課）

○高橋学校企画課長 報告第62号平成27年度島根県教育職員（実習助手）採用候補者選考試験の結果についてご報告する。

教育職員のうち実習助手の採用試験である。10月に試験を行い、協議を経てご覧のとおりの結果とした。実習助手というのは、実験及び実習等において、教諭の職務を助ける、例えば理科の実験等で器具を用意したり、あるいは水産の実習において、様々な水産教育用の用具を取りまとめてセッティングしたり、そういった仕事をする職種である。

今回募集したのは、一般、工業、水産の3つの部門で、それぞれ予定の名簿登載者数を2名、2名、1名としていた。予定どおりの人数について名簿登載とした。倍率はそこにお示ししてあるとおりである。

続いて大きな2番のところだが、身体に障がいのある方を対象とした実習助手の選考試験である。若干名の登載を予定していた。今年は2名の応募があり、そのうちの1名の方を合格、名簿登載とした。

○仲佐委員長 この試験は、現在職を持っておられる方が受験されることもあるのか。

○高橋学校企画課長 実際、現在期限付きの実習助手として勤務されている方が多く受験される。もちろん大学等を出てすぐという方もあるが、多くはそういう方である。また、教員採用試験は残念ながら不合格だったが、何かの形で教育に携わりたいというところから、この試験を受ける方もいらっしゃる。

――原案のとおり了承

第63号 平成27年3月県立高校卒業予定者の就職内定状況（11月末）について （教育指導課）

○矢野参事 報告第63号平成27年3月県立高校卒業予定者の就職内定状況（11月末）についてご報告する。

5ページをご覧いただきたい。表の1に全体のここ5年間の推移も含めて掲載している。左のほうから、卒業予定者数が昨年よりわずかだが減っている。就職希望者数が県内希望、県外希望

がそのような形であり、希望者数そのものも増加している。この県内と県外の希望者の割合を、下の図2にグラフで示している。昨年がやや県内の割合が減ったが、今回79%ということで24年度に近いところまで上がっている。インターンシップとか企業見学等を24年度よりも多くの学校で取り組んでおり、参加者も増えている。こういったことも影響しているんじゃないかと分析している。

それから表1に戻るが、次の欄が就職希望者の割合である。これがここ5年間で多くなっており、23.0%。リーマンショックがあり、就職が難しい状況が続いていたが、リーマンショックの前の平成20年度の就職希望者が22.3%だったので、それよりも今回希望者が増加したというところである。

それから、次は就職内定者数である。実数とそれから内定率をあげている。実数の方は下のグラフの図3に推移も含めて載せている。それから内定率の方が図1のほうに折れ線グラフであげている。これもここ数年で一番高い数字が出ている。これも例年に比べて、7月、8月あたりの企業からの求人が多くあったので、それに対応する採用試験も前倒しというか、早目に実施されたところもある。こういったことも影響して、この11月末段階での内定率が非常に高いものになっていると考えている。

それからあと、図4のところには地区別の内定率を、昨年度と比較したものをあげているが、どの地域についても25年度より高い状況で推移しているところである。グラフは非常に多いところと少ないところの違いもあるが、グラフの一番下の基準のところは60%になっているので、伸ばした形で表示しているのでもそういうふうに見えているが、いずれも90%近いところで推移している。

○岡部委員 既に90.9%の内定率ということで、数字的には良かったと思っているが、県内、県外の内定した企業の業態別の割合は把握されているのか。大体のところではよいが。

○矢野参事 業態別の割合だが、お手元の資料がこれは文部科学省が全国でやっている調査を集計したものである。その島根県分だが、その調査の中でいわゆる業態別のデータというのはとっていないので、把握はしていない。

○広江委員 先ほど、図の4の地区別内定率をお話いただいたが、例えば松江地区だと85%とか、他の地区では94%、96%というような数字が出ている。最終的に例えば去年の見ると99.何%とかなるので、松江地区は内定が出る時期が遅いのか。

○矢野参事 詳しいところはあまり分からないが、事務系とか、そういったところは内定が遅くなるようで、工業とかそういったところは早目に出る傾向がある。そういった傾向もあって、松江地区はやや低目に出ていると見ている。

○仲佐委員長 岡部委員のほうから業種の割合が出ていたが、求人倍率はどのぐらいか。

○矢野参事 これは10月31日現在のところでの労働局の取りまとめの数字であるが、求人数そのものが昨年に比べて23.5%増加しており、全体としての求人倍率が1.91ということで、昨年よりも0.35ポイント上昇しているということである。

○仲佐委員長 そうすると、この今の内定率ももっと上がっていると思うが。例えば生徒さんの希望する、あっている職場がないという場合もあると思うし、自分が本当に働きたいという場所があるのかどうかでこの数字も変わってくるかと思う。どこでも勤め先があれば就職することではなく、自分の思いがあって、自分はこういうことやりたいという職場を探してるんじゃないかと思う。

○矢野参事 やはり希望する就職先があって、そこの試験を受ける。その中で内定が決まっていく。希望する就職先がない生徒はさらにまた探すということもあると思うが、そのあたりがこの未内定者の101名だが、そういった生徒とか、あるいは試験は受けたけどもまだ結果が出てない生徒とか、この未内定者の101名に入っていると思う。

第64号 第2回島根県生徒指導審議会について（教育指導課）

○吉崎子ども安全支援室長 報告第64号第2回島根県生徒指導審議会についてご報告する。

まず、参加者だが、6の3のところにある委員の皆様、烏田副会長が所用により欠席だったが、あと8名の委員の参加のもと、各課の課長にも参加してもらい開催した。

まず、4番の審議の概要のところだが、初めに第1回目のところでは宿題が出ていたので、それについての回答、説明をさせていただいた。具体的には、現在の教職員の休職等の状況と島根県教育委員会の取り組みについて説明を求められていたので、説明をさせていただいた。委員の皆様からは、具体的には環境整備が大事であるということで、まず復帰には時間がかかるので、余裕を持って復帰を待つ体制、環境を整えることが必要であるということ、それから手厚いサポート体制が大切ではないかといったようなご意見をいただいた。

2番目に報告として、9月に開催された島根県いじめ問題対策連絡協議会の概要について、これはこの委員会のほうでも説明、報告はさせていただいているが、そのことについて説明をさせていただいた。このことについては、特に委員の皆様からのご意見等はなかった。

3番目に①として、まず、平成25年度児童生徒の問題行動等の状況についてということで、25年度の暴力行為、いじめ、不登校、中途退学等の状況について説明をさせていただいた。委員の皆様からはこのことについては、たくさんのご意見をいただいた。6の1から6の2の中ほどのところまで、これは集約して書いているが、途切れがないぐらいたくさん意見をいただいた。後ほどまた詳しくはご覧いただきたいが、整理をすると、多くはいじめの問題についてということでご意見をいただいた。いじめの背景や心理的な問題にしっかりと目を向けていくことが必要であるということ。それから、困ったときに相談できることが大事で、それは本人の自立を促していく必要が出てくるんじゃないかなど。特にSOSを出せる、そういった子どもたちにしていくということも大事なことじゃないだろうかというようなご意見が出た。

それから、SOSを出すためには、自分の感情をしっかりと表現できるということが大事で、それは今の段階ではなくもっと幼児期からしっかりとそういった経験を積ませていくということ。具体的には、嬉しかったとか嫌だとか悲しかったとか、そういったことをしっかりと親さんとか聞いてやる、たずねてやる。そういったことを出せるような環境づくりをしていくということが大事ではないかということ。それから、子どもの中には黙々と一人でやることを得意とする子どももいるわけで、何か集団でみんなと一緒にやらなきゃいけないという風潮がとかあるわけだが、そういった黙々とやるということも認めてやるようなこと、個性や特性をしっかりと見据えていくということも大事ではないかというようなご意見もいただいた。

ネットの問題についてもかなり議論いただいて、何らかの規制をするということではないが、これ自体は家庭のほうでしっかりと管理とか使い方についても対応していただく部分があるわけだが、方針等について呼びかけるとか、そういったことも教育委員会としても考えていく必要もあるのではないかとといったご意見もあった。

法務局のほうが人権ミニレターということで、12月に子どもたち全員にお便りが書けるようなものを配られて、人権擁護委員さんが対応していらっしゃるが、直接、法務局へお手紙を出すような取り組みをなさっていらっしゃる。そういったところにも、多くではないが、時折学校で知られていないような内容の手紙も入ってくるということである。そこから考えるにはやっぱり学校ももっと細かな目で見えていくということと、そういった関係機関としっかりと連携をしていくということをこれまで以上にやっていく必要があるんだなということもご意見から考えさせていただいた。

議事の2番目として、いじめの重大事態に係る島根県生徒指導審議会の対応についてということで、この生徒指導審議会は生徒指導に関係するいろんな施策等についての提言だけではなくて、特に県立学校でいじめの重大事態が発生した時の調査機関としても機能するものであり、発生し

た時の対応についてご審議をいただいた。具体的には、調査は委員が全員集まってやるというよりは、関係の深い方々で少人数で集まってスピーディーに調査をして、その調査の分析とか提言とかそういったものは全員で集まって議論してやっていくというような体制がいいのではないかというご意見いただいた。今後そういった事態が発生した時には、審議会ともしっかり連携をとりながら対応していきたい。

○岡部委員 会議の中で先ほど要点をご説明いただいたところだが、そのSOSを言えることが自立の一つの条件というところなんか、非常に確かに納得、共感、同感したが、今現在、教育の中でどういうふうに具体的には取り組まれているのか。

○吉崎子ども安全支援室長 具体的にこれこれという形ではないが、一つ言えることは、前回の会で報告をさせていただいた中で、やはりいじめの発見のきっかけが本人とか、本人が保護者に伝えてそこから分かるというような事例がかなりあって、そこはやはり学校全体としてもそういう相談体制を充実させるとか、言いやすい雰囲気をつくるとか、そういった子どもたちが本当に安心して自分を出せるような、居場所というふうな形で文科省は言っているが、そういった居場所づくりを学校でしっかり進めてほしいということは、研修等で繰り返し管理職の皆さん方へも伝えているところである。やはり学校全体でそういうことを訴えやすいとか、言いやすい雰囲気をつくれるような対応は、今進めていただいているところである。

○岡部委員 子ども自身からもSOSを発信することができるようなそういう指導も一方で必要で、そういうことが日常的に行われていると良いと思って、質問させていただいた。

○吉崎子ども安全支援室長 もう一つは、やはり授業の中でしっかり自分の考えを出せること、一方的に講義形式ということではなくて、グループや小グループで、自分の意見を出し合いながら、考えていく、高め合っていく、解決していくと、そういった授業形態等も取り入れられているように思うので、そういったところもこういった部分につながっているのではないかなと思っている。

○森委員 島根県生徒指導審議会、いじめにかかわる審議会だが、これは各市町村でももちろんこういう手順とかそういう組織づくりというのは、各市町村がやっていらっしゃると思うが、この島根県の審議会のほうから各市町村にひな形というか、こういう体制はこういうふうにしてつくるといったようなことは示されているのか。

○吉崎子ども安全支援室長 大もとからご説明すると、各市町村がいじめ防止基本方針を作らなければいけない、これは義務ではないが、作ったほうが良いということ。それから、教育委員会に附属する調査機関であったり、それから、重大事態で再調査が必要になった時のいわゆる首長部局の再調査組織であったり、そういったものも作るという形になっている。県としては、具体的には、そこにはかなり外部の委員、専門の方の委員を入れていただくということになるので、そういった関係機関に我々も出向いてお願いに行ったり、それからこういった機関と連携を図ってくださいという形で連絡先をお伝えしたり、各市町村が関係機関と連携を図りやすい、取りやすいような体制づくりはさせていただいている。

○広江委員 基本的なことを聞いて申し訳ないが、確認のためだが、この生徒指導審議会はいじめの重大事態にということで、いじめという特定、そこが限定されているのか。

もう一つは、手順としてはここに調査をお願いするというのは、学校から報告が教育委員会に来て、その次、教育委員会から直接か。それとも首長部局との相談の上という、そのあたりのことを確認をさせていただきたい。

○吉崎子ども安全支援室長 文科省のほうはいじめに特化した調査委員会を作るという話も出ていたが、島根県の場合にはそれだけではなくて、広く生徒指導に関する施策等について、それから県内の状況をお伝えして、子どもにどういう対応が必要かというようなご意見を広くいただきたいということで、この審議会を広く生徒指導上のいろんな諸問題に関してご審議をいただいて、ご提言をいただくというふうに位置づけている。

ただ、その中でいじめの法律に基づいて、調査が必要になった時の調査機関、教育委員会の附属機関としての調査もこの審議会が兼ねるとしている。それで、この審議会が調査をする場合だ

が、重大事態の対応は今、原則は、学校が主体となって調査をするということで、基本方針の中ではうたっている。ただ、自死があった場合、それから、そういった当該の保護者であったり当事者が学校の調査では不十分であるという要望があったときには、この審議会が調査をすることになっているので、具体的にまずこの審議会が第一に動いて調査をするというようなことは、基本的にはケースとしては少ないであろうと考えている。

したがって、基本的には学校等で調査をしたものについては、この教育委員会会議のほうでご審議いただいたりというようなことも踏まえて、調査報告書を提出をするというような流れになるというのが大筋の流れである。

――原案のとおり了承

第65号 平成26年度学校保健・学校安全文部科学大臣表彰について（保健体育課）

○梶谷健康づくり推進室長 報告第65号平成26年度学校保健・学校安全文部科学大臣表彰についてご報告する。

7の1をご覧ください。この賞は、学校保健・学校安全の普及と向上に尽力し多大の成果をあげた個人、学校及び団体に、また、学校安全ボランティア活動奨励賞は、学校や通学路における子どもの安全を見守る自主的な取り組みを行っており、子どもの安心・安全な学校教育活動に貢献する優れた活動を行っている団体に贈られる賞である。本年度は学校保健表彰が3名、学校安全ボランティア活動奨励賞は1団体が受賞されたのでご報告する。

お一人目は、安来市立母里小学校の校長である荊尾さんである。この荊尾さんは、県立高校、公立中学校の養護教諭として21年在職された後、県の保健体育課の指導主事として10年間勤務された。平成24年度には、島根県初の養護教諭からの校長となり、現職である。学校保健にかかわる研究活動や実践活動の島根県の牽引役として活躍され、現在は全国的な研究大会の指導助言や、文部科学省主催の研修会の講師など、全国的な立場で後進の指導に携わっておられる。島根の子どもの健康づくりに多大な功績を残していらっしゃる。

2人目は、出雲市の松本さんである。松本さんは、昭和52年から現在まで内科校医として37年間の長きにわたり、子どもの健康管理や疾病予防の指導、体位向上及び感染症の予防などに取り組んでこられた。現在は、出雲市立檜山小学校の校医として、多忙な日常診療のかたわら、健康診断はもとより養護教諭の良き相談相手となり、専門的な立場から児童・教職員の健康管理や保健指導を行ったり、保護者にも家庭での食生活、生活習慣病の予防などの指導助言を熱心に行っておられる方である。

7の2をご覧ください。3人目は大田市の三宅さんである。三宅さんは、昭和53年から現在まで36年間という長きにわたり、大田市立高山小学校をはじめ、複数の学校歯科医として中山間地域の子どもの歯と口の衛生指導や啓発活動に取り組んでこられた。定期健診はもとより歯科疾患の予防や早期治療の必要性、食物と食習慣とのかかわりなど、口腔衛生知識の向上と予防教育に力を注がれた方である。

続いて、学校安全ボランティア活動奨励賞である。この賞は平成19年に設けられた賞である。雲南市木次町の木次小学校区にある、下熊谷の子どもを事件から守る会が島根県で初めての受賞となった。下熊谷地区は中国縦貫自動車道の三刀屋木次インターチェンジがあり、国道54号線の沿線は急速に市街地化が進んでいる。他地域からの居住者も増えている地域で、このような地域の実情から、子どもたちが様々な事件に遭遇することのない社会をつくることを重要な課題と考え、小学校児童の全ての下校時間帯に会員が通学路に立たれ、防犯意識の高い地域であることを内外に発信されている。また、防犯活動にとどまらず、子どもの人権を守る活動を行い、さらに活動を会員自身の生涯学習の機会としてとらえ、小学生との信頼関係を築くための交流会や研修会を開催するなど、安心安全のための防犯活動、地域づくり、教育支援、生涯学習と一体化さ

せて特色のある取り組みを行っていることが高く評価されての受賞となった。

――原案のとおり了承

第66号 平成26年度優良PTA文部科学大臣表彰について（社会教育課）

○荒木社会教育課長 報告第66号平成26年度優良PTA文部科学大臣表彰についてご報告する。

資料の8ページをご覧ください。まず、1番に趣旨が書いてあるが、優秀な実績をあげているPTAを表彰し、PTAの健全な育成、発展に資するということを目的とした表彰である。今年度は、2番に書いてあるように、奥出雲町の三沢小学校が受賞をされている。これは6月に県の選考委員会を開催して、国へ推薦をしたものである。

3番目に主な表彰理由が5点ほど書いてあるが、まず1つ目に、食育や生活習慣の形成に向けた特色ある支援を通して、児童の健康づくりを支えているということである。括弧の中に特色ある支援が書いてあるが、例えば親子での朝食作りだとか、子どもが自らおにぎり弁当を作る日をつくったり、さらにはそういったものの研修会を行うような形で支援をしているということがある。それから、食育講演会の開催だとか、メディアの接触を減らすための講演会、そういったものも開催されたということが大きな特徴である。

それから、2点目に書いてあるのは、PTA文集の「ともしび」を広報活動として発行されているということや、3点目に家庭教育について意見交換をする懇談会を熱心で開催されている。それから4点目、地域の見守りサポーターズと協力して、朝の見守りや挨拶運動を実施されている。5点目に地域の団体と協力して、地域の伝統行事である武者行列、相撲大会、その他の大会などに参加して、地域活性化に貢献されているというような点である。

この三沢小学校は、保護者さん、それから教員合わせても29名という小さな規模であるが、そういった長所を活かして、参加率の高い、ほぼ100%と聞いているが、そういった参加率の高い、お一人お一人が高い意識を持って実践活動をされたということが評価されたものと考えている。

4番目に書いているように、先般11月19日に東京のホテルニューオータニで表彰式が行われ、当日はPTA会長さんが出席されたと聞いている。

参考までに、今年度は全国で、国立、公立、私立全てのPTAを対象にして、173の団体が全国では表彰されて、そのうちの1団体だということである。

――原案のとおり了承

第67号 国登録有形文化財（建造物）の登録について（文化財課）

○野口文化財課長 報告第67号国登録有形文化財（建造物）の登録についてご報告する。

9ページをご覧ください。国の文化審議会は、去る11月21日に益田市の匹見川流域に所在する中国電力の発電所、建物3件について、国登録有形文化財に登録するよう文部科学大臣に答申をされた。建物は、上流部から匹見、澄川、豊川のこの3つの発電所である。建設年代は、匹見、豊川が昭和3年、澄川が昭和18年となっている。建物はコンクリートブロックあるいは、鉄筋コンクリート造りである。

それぞれの特徴を申し上げると、澄川発電所は当時直線的なデザインがモダンだと言われていたが、そういった直線を基調としたデザイン。豊川発電所については、アーチ型の入り口や窓を多用したルネッサンス建築様式が主な特徴、匹見発電所はご覧のように、教会堂を思わせるよう

なデザインというようなことである。こうしたそれぞれ特徴のある建築様式で、石見地方の山間部の近代化遺産の代表例だということでの評価を得たものである。

○岡部委員 今回のケースに限らないが、この有形登録文化財に登録された場合の公開についてだが、今回の場合どういうふうな形の公開を考えていらっしゃるのかということと、あと県の文化財課として、例えば他にもあると思うが、こうした文化財に対するPRということでの、例えば案内標識板の設置ということは、現状ではどうなっているのかということをお教えいただきたい。

○野口文化財課長 まず、このたび登録された文化財の公開、活用については、これは中国電力の所有であるが、益田の益田電力所がこの建物を管理する部署である。ここにご一報いただければ、建物の中というわけにはいかないが、フェンスの中に入って見学していただけるように話がしてある。また、地元益田市の教育委員会文化財課に連絡いただければ、そういったお声の取り次ぎだとか、見学というようなことへの対応をするというようなことで手はずを整えている。一般的な文化財、こういった今回は登録文化財だが、国の指定文化財、あるいは県の文化財というようなことがあるたびに、皆さんに見ていただくというようなことには心を配っているところである。それから表示については、この登録文化財については、これは国のほうから立派な銅板のプレートが贈られることになっており、そういったプレートを掲示していただくことになる。いろいろな紹介等は、もちろん地元の教育委員会をはじめ、県のほうでもホームページとか、そういうものを使って、広くお知らせしている。

――原案のとおり了承

仲佐委員長：非公開宣言

―非公開―
(議決事項)

第30号 市町村立学校教育職員(管理職)の人事異動について(学校企画課)

――原案のとおり議決

仲佐委員長：閉会宣言 14時52分